平成２７年（フ）第２１０号
埼玉県三郷市谷口88番地１　カームリー・カーサ104、旧住所埼玉県三郷市天神２丁目102番地　レジデンスｏｈｙａｍａ101
債務者　岡田寿美恵（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
埼玉県草加市瀬崎３丁目25番10―302号
債務者　金澤　達也
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１６７号
埼玉県狭山市大字南入曽420番地の19　メゾンエトワールＣ―101
債務者　渡邊　竜司
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３０号
埼玉県狭山市中央２丁目49番４―201号
債務者　斎藤　優美
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９４号
埼玉県深谷市上野台2979番地２　Ｃ―２
債務者　木戸　昂明
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２号
千葉県山武市松尾町猿尾141―３　大柴ハイツ201、住民票上の住所千葉県山武市松尾町本柏3279番地３
債務者　越川　昇平
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
千葉県旭市鎌数4458番地８　東総アパートＣ号
債務者　五十嵐美奈子（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
静岡県沼津市西島町19番45号　サングランデ203
債務者　鈴木　　努
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
静岡県沼津市東椎路484番地、前住所静岡県沼津市本錦町649番地
債務者　金森　和昭
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
静岡県三島市徳倉1016番地の３　県営北上団地Ａ―104
債務者　杉田　和幸
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
岩手県滝沢市穴口452番地　コーポ谷103号
債務者　立花　久男
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１５８号
盛岡市浅岸３丁目１番11号　プチハウス花梨Ａ201号
債務者　石川　奈保
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１６４号
盛岡市緑が丘３丁目37番15号
債務者　佐々木英明
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３６１号
千葉市花見川区作新台７丁目19番19号　手塚ハイツ101号
債務者　藤田　克美
１　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３６９号
千葉県市川市曽谷８丁目８番19号
債務者　藤井　信子
１　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８７号
千葉県船橋市薬円台５丁目18番７号　キャッスル薬円台103号
債務者　冨山　俊博
１　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９５号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番４棟408号
債務者　山田　貴志
１　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４号
香川県木田郡三木町大字氷上2780番地１　グランドハイツⅡＧ―202
債務者　宮前　大輔
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係